第８回青梅市選挙管理委員会会議録

開催日時	令和８年１０月１４日　午前１０時００分	
場所	市役所６階　６０１会議室	
出席者	委員長　川鍋信夫 委員　根本太夫 同　山下秀明 同　桑原顯正	書記長　須崎　満 書記　西村　晃
記録者	書記　西村　晃	

１　あいさつ　川鍋委員長

２　報告事項　(1) 行事報告について　別紙のとおり

(2) 青梅市議会議員選挙にかかる政治活動用ポスターおよび文書図画の取扱いに関する通知について　別紙のとおり

３　議　事

付議案件 議案第１１号　在外選挙人名簿登録者の抹消決定について

原案のとおり可決

４　その他

(1) 今後の行事予定について　別紙のとおり

(2) 次回委員会の開催日程について

日　時：令和８年１１月１０日（火）午前１０時００分

会　場：未定

議　題：在外選挙人名簿登録者の抹消決定について

(3) その他

閉会日時	令和８年１０月１４日　午前１０時３０分

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長および委員ここに署名する。

令和８年１１月１０日

青梅市選挙管理委員会

委員長　川鍋信夫

委員　根本太夫

委員　山下秀明

委員　桑原顯正

第８回青梅市選挙管理委員会日程

令和８年１０月１４日
午前１０時００分
市役所６階
６０１会議室

１　あいさつ　川鍋委員長

２　報告事項　(1) 行事報告について
(2) 青梅市議会議員選挙にかかる政治活動用ポスターおよび文書図画の取扱いに関する通知について

３　議　　事　議案第１１号　在外選挙人名簿登録者の抹消決定について

４　その他　(1) 今後の行事予定について
(2) 次回委員会の開催日程について
日　時　令和８年１１月　　日（　）
会　場　市役所　　階
議　題　在外選挙人名簿登録者の抹消決定について
(3) その他

行事報告

(1) 東京都選管・事務運営協議会関係

月　日	会　議　名	場　所	時　間	出　席　者
	該当なし			

(2) 全選連関係

月　日	会　議　名	場　所	時　間	出　席　者
	該当なし			

(3) 都市選連関係

月　日	会　議　名	場　所	時　間	出　席　者
	該当なし			

(4) 明るい選挙推進協議会（都市推協等）関係

月　日	会　議　名	場　所	時　間	出　席　者
9月16日（水）	明るい選挙啓発ポスターコンクール審査会	教育委員会会議室	14:00	委員長、局長、事務局
9月28日（月）	東京都市明るい選挙推進協議会第２回役員会議	東京自治会館	14:00	会長、局長

(5) 市部第１ブロック（八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野）単独選挙

月　日	選　挙　名
	該当なし

(6) その他

月　日	行　事　名	場　所	時　間	出　席　者
	該当なし			

青　選　第　２　７　号
令和８年１０月１９日

（市議会議員・各団体）　御中

青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

青梅市議会議員選挙にかかる政治活動用ポスターおよび文書図画の取扱いについて（依頼）

常日頃から、選挙執行に対して御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、来年４月には統一地方選挙が予定されており、青梅市においても、青梅市議会議員の任期が令和９年４月３０日をもって満了します。

このため、青梅市議会議員の職にある方や立候補を予定している方の政治活動用ポスターについては、公職選挙法第１４３条第１６項第２号および同条第１９項第３号の規定により、本年１０月３０日（任期満了日の６か月前）から選挙期日までの間、選挙区内における掲示が禁止されます。

つきましては、この期間中に掲示されている個人の政治活動用ポスターについては、同法第１４７条の規定により、撤去の対象となりますので、掲示の有無について御確認くださいますようお願いいたします。

また、公職の候補者または立候補予定者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される文書図画（公職の候補者等の氏名または氏名が類推されるような事項を表示するもの）および後援団体の政治活動のために使用される文書図画（後援団体の名称を表示するもの）につきましては、同法第１４３条第１６項各号に規定されるもの以外は掲示することが禁止されています。

したがって、公職の候補者等または後援団体の政治活動の一環として、路上や駅頭などにおいて、当該公職の候補者等の氏名または氏名が類推されるような事項もしくは当該後援団体の名称を表示した立札、看板、のぼり旗、プラカード、たすき、腕章およびポスター等を掲示（使用）することはできません。（選挙管理委員会の交付する証票を表示した立札、看板は除きます。）

なお、違反した場合は、同法第２４３条に罰則の規定がありますので、念のため申し添えます。

（裏面あり）

○　公職選挙法（抜粋）

（文書図画の掲示）

第百四十三条　選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

一　選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

二　第百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

三　公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類

四　演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

四の二　屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

五　前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

2～15（省略）

16　公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

一　立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの

二　ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第十九項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

三　政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会（以下この号において「演説会等」という。）の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの

四　第十四章の三の規定により使用することができるもの

17　前項第一号の立札及び看板の類は、縦百五十センチメートル、横四十センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところの表示をしたものでなければならない。

18　第十六項第二号のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。

19　第十六項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一～二（省略）

三　地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の六月前の日から当該選挙の期日までの間

四～六（省略）

（文書図画の撤去）

第百四十七条　都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

議案第１１号

在外選挙人名簿登録者の抹消決定について

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３０条の１１の規定により、別紙在外選挙人名簿登録者抹消者一覧の１人（男１人）を本市の在外選挙人名簿から抹消決定する。

令和８年１０月１４日

提出者　青梅市選挙管理委員会
委員長　川　鍋　信　夫

○　公職選挙法

（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

第三十条の十　**市町村の選挙管理委員会は、**在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は**在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。**

２（省略）

（在外選挙人名簿の登録の抹消）

第三十条の十一　**市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。**この場合において、第三号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一　死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二　前条第一項の表示をされた者について**国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至つたとき。**

三　在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知つたとき。

今後の行事予定

(1) 東京都選管・事務運営協議会関係

月　日	会　議　名	場　所	時　間	出　席　者
１２月２１日（月）	東京都選挙事務運営協議会総会	都庁第一本庁舎	15:15	委員長、局長

(2) 全選連関係

月　日	会　議　名	場　所	時　間	出　席　者
５月２８日（金）	全選連東京支部 定期総会	府中の森芸術劇場	未定	委員長、局長
６月　３日（木）	全選連 通常総会	未定	未定	委員長、委員、局長
６月　４日（金）	全選連 選挙事務研究会	未定	未定	事務局

(3) 都市選連関係

月　日	会　議　名	場　所	時　間	出　席　者
１０月１５日（木）	都市選連 第３回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
１０月２３日（金）	都市選連１Ｂ 委員・局長研修	八王子市保健所	14:00	委員長、委員、局長、事務局
１０月３０日（金）	都市選連 次長・係長・一般職研修会	八王子生涯学習センター	14:30	事務局
１１月２４日（火）	都市選連 第４回事務局長会	東京自治会館	15:00	局長
１１月３０日（月）	都市選連 第２回委員長会	東京自治会館	15:00	委員長、局長
１２月１６日（水）	特選連・都市選連共催 委員・局長合同研修会	赤坂区民センター	14:00	委員長、委員、局長
１月　８日（金）	都市選連 委員長・委員研修	府中の森芸術劇場	14:30	委員長、委員、局長
１月２７日（水）	都市選連 第４回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
２月　１日（月）	都市選連 第５回事務局長会	東京自治会館	11:00	局長
３月　３日（水）	都市選連 第３回委員長会	東京自治会館	15:00	委員長、局長
３月１１日（木）	都市選連 第５回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
５月２０日（木）	都市選連 定期総会	府中の森芸術劇場	未定	委員長、委員、局長

(4) 明るい選挙推進協議会（都市推協等）関係

月　日	会　議　名	場　所	時　間	出　席　者
１０月２９日（木）	東京都市明るい選挙推進協議会 推進委員研修会	たましんRISURUホール	14:00	会長、役員、推進委員、事務局
１１月１９日（木）	東京都明るい選挙推進大会	文京シビックホール	13:30	会長、役員、局長、事務局
１月２２日（金）	東京都市明るい選挙推進協議会 第３回役員会議	武蔵野市役所	14:00	会長、局長
５月２７日（木）	東京都市明るい選挙推進協議会 定期総会	たましんRISURUホール	14:00	会長、役員、推進委員、局長、事務局